



# 年金早わかりハンドブック ～学生から見た年金の今とこれから～

2022 年社会保障法ゼミ作成

## 目次

- 第1章 年金制度のしくみ 1 - 9 頁
- 第2章 年金制度の現状 10 - 20 頁
- 第3章 年金制度改革の展開 21 - 29 頁
- 第4章 年金制度のこれから 30 - 33 頁

### (担当者)

- 第1章 前迫遼・猪原千絵美・田中伸弥
- 第2章 上妻由依・斉藤菜摘・富田満梨奈
- 第3章 大瀬智靖・草留僚太・枇榔翔吾
- 第4章 佐藤鈴花・白木恵理・緒方詩桜里

## 第1章 年金制度のしくみ

### 1 年金の種類

年金は、まず国が全国民を対象として運営する公的年金と、国以外が運営の主体となる私的年金の2つに大きく分かれます。さらにそこから、公的年金は国民年金・厚生年金(※)、私的年金は企業年金・国民年金基金・個人年金・確定拠出年金などに分かれています。

※公務員や教員、特定の職域の被用者を対象としていた共済年金は2015(平成27)年10月1日から「被用者年金一元法」により厚生年金に統合されました。

### 2 各公的年金の概要

#### (1) 国民年金

1959(昭和34)年に成立した国民年金法に基づき、日本国内に住所を有するすべての人に老後生活の経済的基盤を終身にわたり確実に、社会全体として保障することを目的として国が運営する制度です。加入対象者は20歳以上60歳未満の日本国内に住所を有するすべての人であり、被保険者は、老齢・障害・死亡により基礎年金を受けることができます。

被保険者は以下の3つの類型に分かれます。

##### ① 第1号被保険者

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の者であり、第2号及び第3号被保険者でない者です。保険料額は、物価や賃金の変動を反映した事象を乗じての改定があり、2021(令和3)年度は1万6610円となっています。20歳以上の学生に関しては、2000(平成12)年4月より、本人だけの所得で保険料の納付を猶予する学生納付特例制度(※1)が設けられました。

〈具体例〉自営業者、学生など

##### ※1 学生納付特例制度

申請により在学中の保険料の納付が猶予(※2)される制度です。

条件は、学生であり、学生本人の所得が118万円以下であることです。

住民登録している市役所や近くの年金事務所等で申請可能であり、申請のためには必ず申請用紙に年金通帳または基礎年金番号通知書、学生証の写しを添付しなければなりません。

さらに、この制度については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めいたします。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

##### ※2 猶予と免除

「猶予」制度は、学生やそれ以外の人(20歳以上50歳未満)といった将来的に追納

がより期待できる年齢に限り保険料を猶予する制度であり、猶予期間の年金額は計算されません。

一方、「免除」制度には、「法定免除」と「申請免除」があります。

「法定免除」は特定の要件を満たしている方について全額免除とする制度です。

「法定免除」期間は、年金の受給資格期間に算入されます。「申請免除」は所得審査を行い、免除割合はその所得に応じた措置が取られ、免除割合に応じて年金額が計算されます。免除される額には、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

免除も猶予も、経済的な理由で国民年金保険料を納めることができないときに未納にならずに済むための手段です。未納のままにしておくと、障害基礎年金・遺族基礎年金や老齢基礎年金を受けられない場合があります。

## ② 第2号被保険者

厚生年金など被用者保険に加入している者です。保険料は、報酬比例(標準報酬に保険料率をかけた額)で、事業主などと折半し給与から天引きされて徴収されます。保険料率は、2017(平成29)年度18.3%から以後固定されています。

〈具体例〉民間会社員、公務員など

会社員の場合の負担額は、厚生年金保険料額表に基づいて、算出されます。

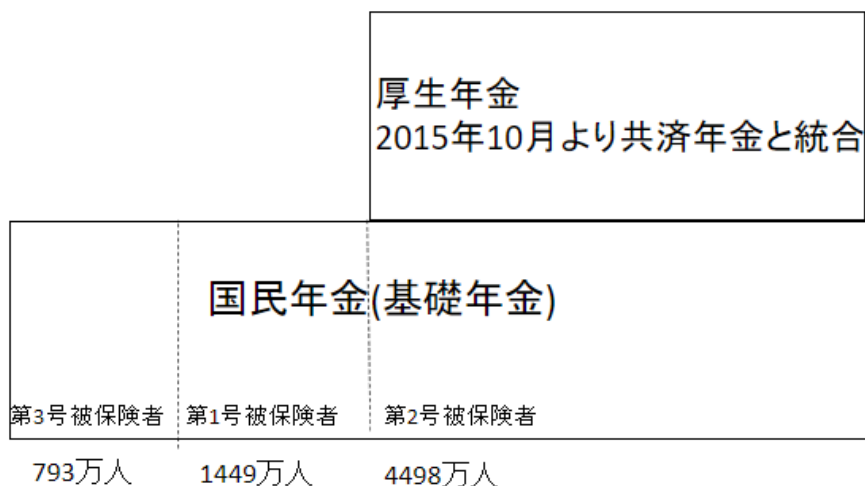
月給24万円の会社員の場合、16等級(月額報酬が23万円以上25万円未満)に相当し、 $24\text{万円} \times (18.3\% \times 1/2)$ の月額2万1960円です。18.3%の残り半分は会社が負担します。学生目線では、やや高額に感じる負担額です。

## ③ 第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者です。配偶者の年金制度が一括負担するため、本人負担はありません。

## (2) 厚生年金

厚生年金保険法等に基づき、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として運営する制度です。加入対象者は、厚生年金が適用される事業所(農林漁業、サービス業等を除く常時5人以上の従業員を使用する個人事業所や、事業主のみの場合も含む法人事業所等)で働く70歳未満の従業員(第2号被保険者)です。被保険者は、老齢・障害・死亡により基礎年金に厚生年金が上乘せされる形で給付を受けることができます。



図表 1 公的年金制度の仕組み(2階建ての仕組み)

出典：厚生労働省 2020(令和 2)年資料

### 3 多種多様な年金給付

#### (1) 老齢年金

老齢年金とは、所定の年齢に達することにより支給される年金のことです。老齢年金には「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」の二種類があります。

##### ①老齢基礎年金

すべての国民に共通する老齢給付です。

〔支給要件〕

受給資格期間を充たした者が 65 歳になったとき。

〔受給資格期間〕

保険料を支払った納付期間、免除の期間、制度上支払うことができなかった期間、学生納付特例制度などの手続を行った期間のそれぞれを合計した期間が、基礎年金および厚生年金ともに 10 年以上あることが原則です。

〔年金額〕

納付期間に応じた定額であり、20 歳から 60 歳まで満期 40 年間保険料を全額納付した場合、満額支給されます。ただし、支給満額の金額は年度によって異なります。例えば、2021 年度の満額は、月額 6 万 5075 円、年額 78 万 900 円です。納付期間が 40 年未満であるなど、免除期間を含む場合には、さらに減額されます。

例えば、2021 年度の年額 78 万 900 円の場合に、最低加入期間の 10 年間しか保険料を納付していない場合は、月額 1 万 6269 円、年額 19 万 5225 円が支給されます。しかし、この金

額では通常の生活を送ることは難しいでしょう。

## ②老齢厚生年金

一定の要件を充たした者に対して、老齢基礎年金に上乗せして支給されます。

〔支給要件〕

第2号被保険者で受給資格を有する者が、支給開始時期の65歳に達したとき。

〔受給資格期間〕

老齢基礎年金と同様。

〔最低加入期間〕

老齢基礎年金と同様。

〔年金額〕

報酬比例の年金額に加給年金額を加えた額です。

・報酬比例の年金額

年金の加入期間や過去の報酬等に応じて計算されます。

例えば、2021年度の標準的な年金額（40年間夫が就業の場合、夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金月額）で22万496円となっています。

・加給年金額

老齢厚生年金の年金額算定の基礎となる被保険者期間が20年以上ある場合、受給権取得時に、受給権者により生計を維持されていた配偶者・子ども（条件有り）に支給されます。

〔支給額の調整〕

・在職老齢年金制度

老齢厚生年金支給中に、会社等に勤務し賃金を得ている場合、老齢厚生年金の年金額と賃金額に応じ、年金の一部又は全部が支給停止されます。

・高年齢者在職老齢年金

在職老齢年金制度で年金額の調整が行われ、一部支給停止となった場合に、なお支給継続される老齢厚生年金です。

・低所得者在職老齢年金

高年齢者在職老齢年金といった特別支給の老齢厚生年金が一時支給停止となった場合に、なお支給継続される老齢厚生年金です。

## （2）障害年金

障害年金とは、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」の二種類があります。

### ①障害基礎年金

原則すべての成人障害者に支給されます。病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合、請求可能です。

〔支給要件〕

・疾病にかかりまたは負傷し、その疾病及びこれらに起因する疾病の初診日において被保険者であったこと。

・障害認定日（当該初診日から起算して1年6か月を経過した日、あるいはその期間に傷病が治った症状が固定した日）に法定の障害等級に該当すること、および初診日の前日においてその前々月までに被保険者期間があり、かつ当該被保険者期間の3分の2以上が保険料納付済期間または保険料免除期間で満たされているとき。

※法定の障害等級

障害基礎年金では1・2級、障害厚生年金1級から3級に該当する必要があります。3級該当時には、障害厚生年金のみ支給されます。

〔年金額〕

障害等級2級該当時、老齢基礎年金（満額支給）と同額（2021年度で月額6万5075円）です。1級該当時には、その1.25倍の額（同月額8万1344円）になります。

②障害厚生年金

厚生年金保険の被保険者に対して、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

〔支給要件〕

障害基礎年金と同様です。

〔年金額〕

老齢厚生年金と同様、報酬比例です。

（3）遺族年金

遺族年金は、被保険者が死亡した場合に、その被保険者等により生計を維持されていた遺族に支給されます。遺族年金には「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」の二種類があります。

①遺族基礎年金

〔支給要件〕

アからエのいずれかが死亡した場合に支給されます。

ア 被保険者

イ 被保険者であった60歳以上65歳未満の者で、日本国内に住所を有する者

ウ 老齢基礎年金の受給権者

エ 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者

※アとイに該当する場合には、死亡日の前日に、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち保険料滞納期間が3分の1未満である必要があります。

〔受給対象者〕

被保険者死亡時、その者によって生計を維持されていた配偶者・子どもが受給対象です。

※子どもの場合、アからウの条件を満たす者に限られます。

- ア 18歳到達年度の末日までにある子
- イ 障害等級1級または2級状態にある20歳未満の子
- ウ 未婚の子

②遺族厚生年金

〔支給要件〕

アからエのいずれかが死亡した場合に支給されます。

- ア 被保険者
- イ 被保険者資格喪失後、被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡した者
- ウ 障害等級1級または2級状態にある障害厚生年金の受給権者
- エ 老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者

〔受給対象者〕

障害基礎年金よりも広く、被保険者死亡時、その者によって生計を維持されていた配偶者、子ども、父母、孫または祖父母が受給対象です。

4 年金財政と年金積立金

(1)年金の財政方式

年金の財政方式は積立方式と賦課方式とに分類されます。積立方式とは将来の自分が年金を受給するときに必要な年金給付の財源を現役時代に積み立てておく方式のことをいいます。これにたいして、賦課方式とは現在の年金給付に必要な財源を現役世代の保険料収入から用意する方式のことをいいます。その点、賦課方式は、世代間扶養の仕組み、言い換えれば年金受給者世代へ現役世代が「仕送り」をする仕組みだと言えるでしょう。

積立方式と賦課方式との特徴は以下の通りです(図表2)。

図表2 積み立て方式・賦課方式の特徴

積立方式の特徴	賦課方式の特徴
<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間保険と同様に、現役時代に積み立てた積立金を原資とすることにより、運用収入を活用できる</li> <li>○インフレによる価値の目減りや運用環境の悪化があると、積立金と運用収入の範囲内でしか給付できないため、年金の削減が必要となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会的扶養の仕組みであり、その時の現役世代の(給与からの)保険料を原資とするため、インフレや給与水準の変化に対応しやすい(価値が目減りしにくい)</li> <li>○現役世代と年金受給世代の比率が変わると、保険料負担の増加や年金の削減が必要となる</li> </ul>
<p>(少子高齢化で生産力が低下した影響はいずれも受けるが、積立方式は運用悪化など市場を通して、賦課方式は保険料収入の減少などを通して受ける)</p>	

出典:厚生労働省 HP



## (2) 日本の公的年金

日本の公的年金制度は積立方式の要素を組み入れた賦課方式を採用しています。このような策(積立金を保有しつつ、賦課方式で運営)を講じている理由は積立方式の維持・運用が至難の業だからにほかなりません。実際、将来必要な年金給付金(年金給付財源)を十分確保するという目的を果たすためには、物価変動や平均寿命の伸びについて数十年後にまで及ぶ長期の予測が正確になされる必要があること、それから年金積立金の運用について長期的な金利動向をはじめ運用益を左右する経済動向の一定の正確な見通しをする必要があること等の条件を満たさなければなりません。しかし、これらの条件を満たすことは難しい。ですから、日本の公的年金制度は、公的年金の実質的な価値(決まった額ではなく、物価、所得水準に応じた「経済的価値」)を維持するために--積立方式を基本として運営するのではなく--インフレや給与水準の変化に対応しやすい賦課方式を基本としながらも積立金を保有する運用方式を採用しているのです。

ちなみに、日本の公的年金の財源は、保険料だけで賅われているわけではなく、国庫からの拠出によっても賅われています。国庫負担の割合は、基礎年金の給付において2分の1となっています。

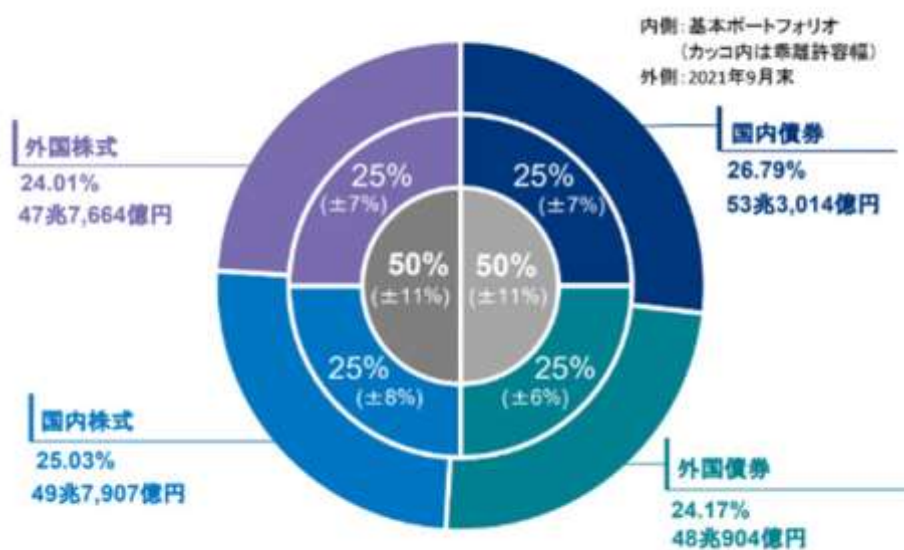
## (3) 年金積立金

年金積立金は、年金給付の支払いに充てられた国民年金・厚生年金の保険料の残額部分であり、約194兆円(2021年度、令和3年)にのぼる額があります。その年金積立金は年金積立金管理運用独立行政法人(Government Pension Investment Fund、以下GPIF)が管理・運用しています。GPIFではなく国が年金積立金を管理・運用した場合、行政が肥大化したり、専門的知識を持つ人材を集めることが困難になったり、国による企業支配が実現したり等の望ましくない事態が生じる恐れがありますから、GPIFが年金積立金を管理・運用しているのです。ところで、GPIFは国内外の資本市場で年金積立金を運用して積立金を増やそうとしています。なぜこのように運用するのか。それは、年金積立金の運用収益・元本を100年の財政計画において将来世代の年金給付を補うために活用する、という目的があるからです(第3章参照)。ちなみに、年金財源全体において年金積立金から活用される金額はおおよそ1割です。このように、年金給付を補うことによって公的年金制度を存続させる、という点が少子高齢化の影響で保険料の減少が予想される日本における年金積立金の意義だとGPIFは考えています。

GPIFは年金積立金を国内債券・国内株式・外国債券・外国株式の4資産に分散投資しています(図表3)。1つの資産に集中して投資した場合、値動きによっては大きな損失を受けることになりかねません。ですから、GPIFは、大きな損失を受ける事態を避けるために、性質や値動きの異なる複数の資産に分散して投資する手法によって安定的に運用することを目指しているのです。

年金運用の資産構成割合(基本ポートフォリオ)は、GPIFによって策定されます。とりわけ印象的な変更は2014年(平成26年)10月からの資産構成割合(基本ポートフォリオ)でしょう。財政検証の結果、国内債券中心のポートフォリオでは年金財政上必要な運用利回りを達成することが困難、と運用委員会は判断しました。そこで、2013年(平成25年)6月のポートフォリオにおいて共に12%だった国内株式・外国株式が2014年(平成26年)10月からのポートフォリオでは共に25%に引き上げられることになったのです(国内債券は60%から35%に減少)。ただ、株価が下落したら運用損失が生じてしまいますから、株式の割合の増加はリスクを冒したものだといえるでしょう。なお、もし今年の運用結果がプラスだとしても来年の支給額が増えることはありませんし、同様に運用結果がマイナスだとしても来年の年金支給額が減ることはありません。

図表3 2021年度第2四半期ポートフォリオ



出典:年金積立金管理運用独立行政法人『2021年度第2四半期運用状況(速報)』

<参考文献>

第1章

- ・ 伊藤周平 『社会保障法 権利としての社会保障の再構築に向けて』 (自治体研究所、2021)
- ・ 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html> (2021.12)
- ・ 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> (2021.12)
- ・ 一般財団法人年金住宅福祉協会ホームページ 『くらしすと ねんきん NAVI ねんきん AtoZ』 [https://kurashisist.jp/nenkin\\_atoz/](https://kurashisist.jp/nenkin_atoz/) (2021.12)
- ・ 厚生労働省 『いっしょに検証！ 公的年金～財政検証結果から読み解く年金の将来～』 <https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/index.html> (2021.12)
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人ホームページ <https://www.gpif.go.jp/> (2021.12)
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人 『2021 年度第 2 四半期運用状況(速報)』 [https://www.gpif.go.jp/operation/2021\\_2Q\\_1105\\_jp.pdf](https://www.gpif.go.jp/operation/2021_2Q_1105_jp.pdf) (2021.12)

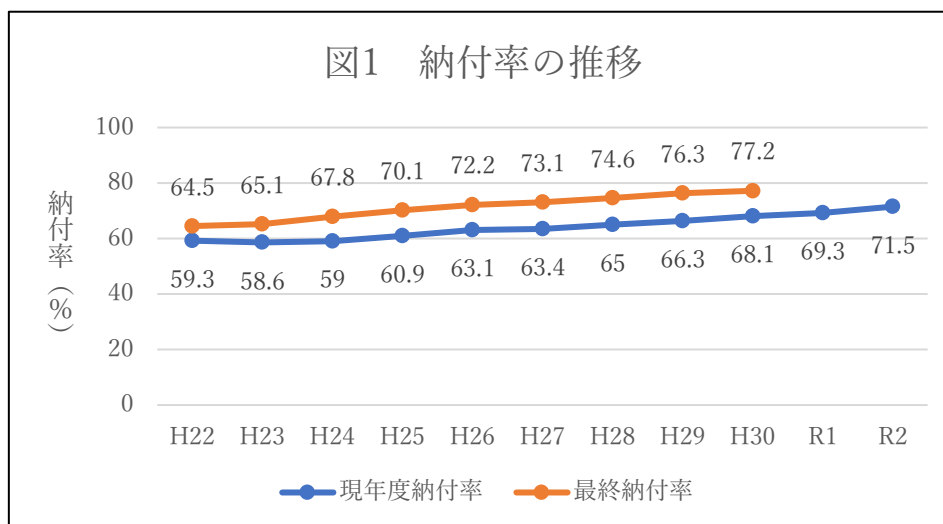
## 第2章 年金制度の現状

### 1 国民年金の空洞化

#### (1) 国民年金の空洞化とは

「国民年金の空洞化」とは、国民年金の未加入、国民年金保険料の未納・滞納が増大し、国民年金制度を維持していくことが困難になり、年金制度自体の信頼を揺るがす問題のことです。

近年の国民年金の納付率の推移は以下の通りです（図1）。

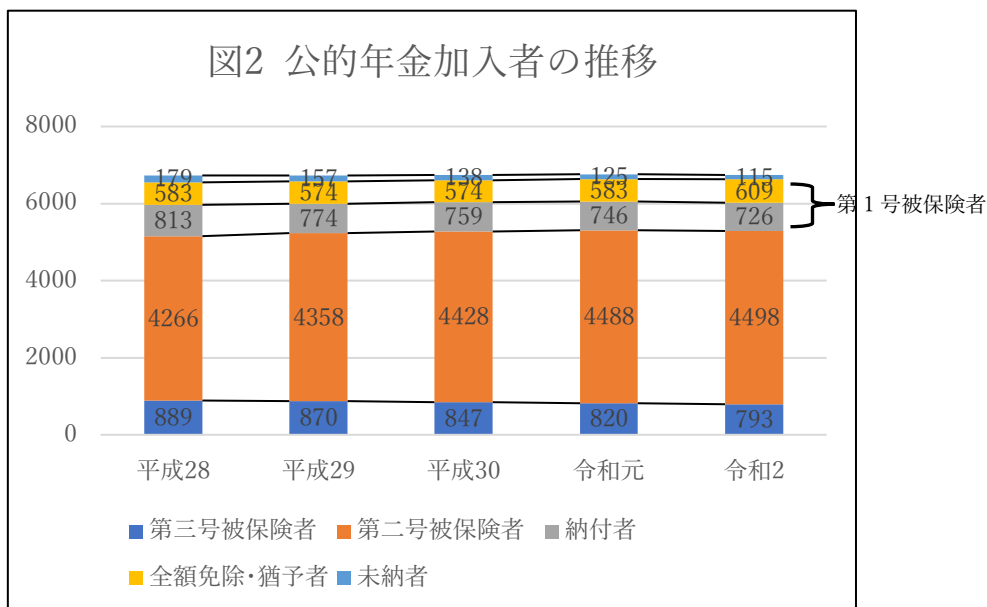


（令和3年6月 厚生労働省年金局「令和2年度の国民年金の加入・保険料納付状況」3頁を基に筆者作成）

国民年金保険料は、原則過去2年さかのぼって徴収することができます。徴収が2年目にずれ込んだ分が最終納付率です。図1をみると、納付率は向上しているものの、2018（平成30）年度においても、加入者のうち22.8%の未納が存在します。これの他にも、低所得による保険料の全額免除・猶予者は609万人、一部免除者は36万人で、合わせると第1号被保険者全体の4割近くを占めています（令和2年度末）。全額免除・猶予者の数は、年々増加し、2020（令和2）年度は、前年度より26万人増え、過去最多でした（図2参照）。

国民年金保険料の納付率は、納付対象月数に対する納付月数の割合を計算し、全額免除・猶予者は対象に算入していません。仮に、全額免除・猶予者を含めて納付率を計算すると、40.7%まで下がります。

このように、納付率は年々改善する一方、保険料の免除・猶予者は増加しており、実質的な納付率の改善にはなっていません。「国民年金の空洞化」問題は、年金保険の大きな課題の1つであるといえます。



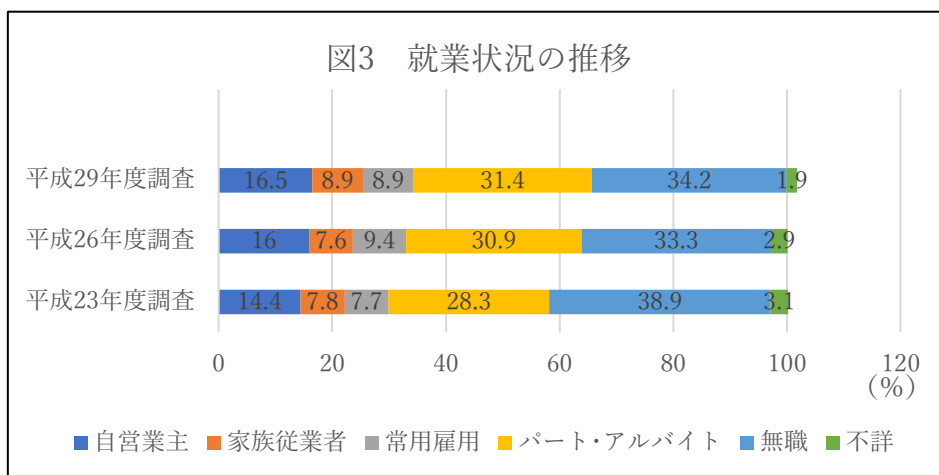
注1：未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24ヶ月の保険料が未納となっている者。

注2：納付者等の人数は国民年金第1号被保険者から未納者数、全額免除・猶予者数（法定免除者・申請全額免除者・学生納付特例者・納付猶予者）を差し引いて算出したもの。

（令和3年6月 厚生労働省年金局「令和2年度の国民年金の加入・保険料納付状況」1頁を基に筆者作成）

## （2）空洞化の原因

空洞化の最大の原因は、第1号被保険者の変容にあります。第1号被保険者は、学生や自営業者など、厚生年金の適用を受けないすべての人が含まれます。しかし、第1号被保険者のうち非正規労働者が31.4%、無職者が34.2%と第1号被保険者の約3分の2を占めるようになっていきます（図3参照）。国民年金は、厚生年金や共済年金と違い、被保険者本人が手続して納付します。また国民年金保険料は、定額のため逆進性が強いことが特徴です。これらの理由で、雇用が不安定で賃金が低い非正規労働者と無職者に、自然と保険料未納・滞納者が集中するのです。



(平成 31 年 3 月 厚生労働省年金局「平成 29 年国民年金被保険者実態調査 結果の概要」9 頁を基に筆者作成)

### (3) 国民年金の空洞化が進むと・・・

保険料の未納が多くなったからといって、公的年金保険は、保険料を納付した人にものみ給付される仕組みであり、将来その期間に対応する年金給付が支給されないだけで年金財政に大きな影響はありません。保険料収入は減りますが、空洞化が直ちに年金財政の破綻には結びつきません。しかし、未納・免除・猶予を続けると、将来、無年金・低年金となる可能性が高くなり、老後の生活の不安が増大します。老後の所得保障制度としての年金制度が機能しなくなってしまい、高齢者が生活保護を受給するという事態に陥ります。既に、現在でも生活保護を受給している高齢者は多いのです。

## 2 厚生年金の現状

### (1) 概要

厚生年金被保険者数（第 1～4 号）は、2019（令和元）年度末現在で 4,488 万人（うち第 1 号 4,037 万人、第 2～4 号 450 万人）となっており、前年度末に比べて 60 万人(1.3%)増加しています。以下では、被用者年金一元化（第 1 章 1 頁参照）により新たに厚生年金保険の適用対象となった国家公務員共済組合（第 2 号）、地方公務員共済組合（第 3 号）、日本私立学校振興・共済事業団（第 4 号）を除いた、民間の事業所に使用される者（第 1 号）の老齢年金について述べます。

2019（令和元）年度末の厚生年金保険受給者数は、前年度末に比べて 14 万人（0.4%）増加し、3,543 万人となっており、そのうち、老齢年金の受給者数は 1,539 万人となっています。そして後述するように、厚生年金保険（第 1 号）の受給者の平均年金月額、老齢年金では 2019（令和元）年度末現在で、14 万 6 千円となっています。

厚生年金は、法人の全事業者と、従業員 5 人以上の個人事業所に適用が義務づけられてい

ます。しかし、実際には、会社を設立しても厚生年金の適用を受けなかったり、いったん適用を受けた事業所が休業を偽って届け出したりするなどして、制度の適用を免れる例があるとを絶ちません。2018(平成30)年9月末時点では約40万事業所が加入逃れの疑いがあり、厚生年金の加入要件を満たしながら、国民年金にしか入っていない労働者が約156万人に上っています。

## (2) 都道府県間の受給額格差の現状

以下の表1は、2019(令和元)年度の厚生年金保険(第1号)の老齢年金の平均受給月額を都道府県別に表したものです。この数値は、基礎年金月額を含むものとなっています(以下同様)。表1から分かるように、1位は神奈川県で16万6546円、最下位は青森県で12万2081円、鹿児島県は40位で12万6736円となっています。また、全国平均は14万6162円です。1位の神奈川県と最下位の青森県では、4万円ほど差があることから、地域によって受給額の格差があるといえます。

このように都道府県間で受給額の格差が生じてしまう理由として、平均給与額の違いが挙げられます。2019(令和元)年の厚生労働省の労働統計要覧によると、神奈川県の現金給与月額の平均総額は34万円、千葉県は30万900円、東京都は41万4600円となっている一方、宮崎県は25万9000円、秋田県は26万8200円、青森県は25万9600円、鹿児島県は25万5400円となっています。このことから、厚生年金保険の老齢年金受給額が多い都道府県は現金給与の平均月額が高く、厚生年金保険の老齢年金受給額が少ない都道府県では現金給与の平均月額が低くなっている傾向にあるといえます。

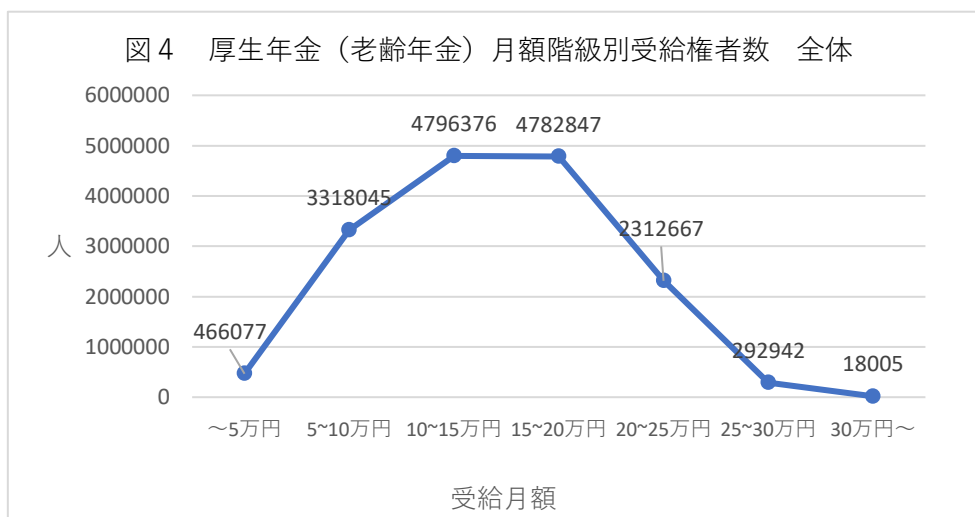
表1 都道府県間の受給額格差

1位	神奈川県	16万6546円
2位	千葉県	16万0997円
3位	東京都	15万9556円
	⋮	
40位	鹿児島県	12万6736円
	⋮	
45位	宮崎県	12万2795円
46位	秋田県	12万2488円
47位	青森県	12万2081円
	全国平均	14万6162円

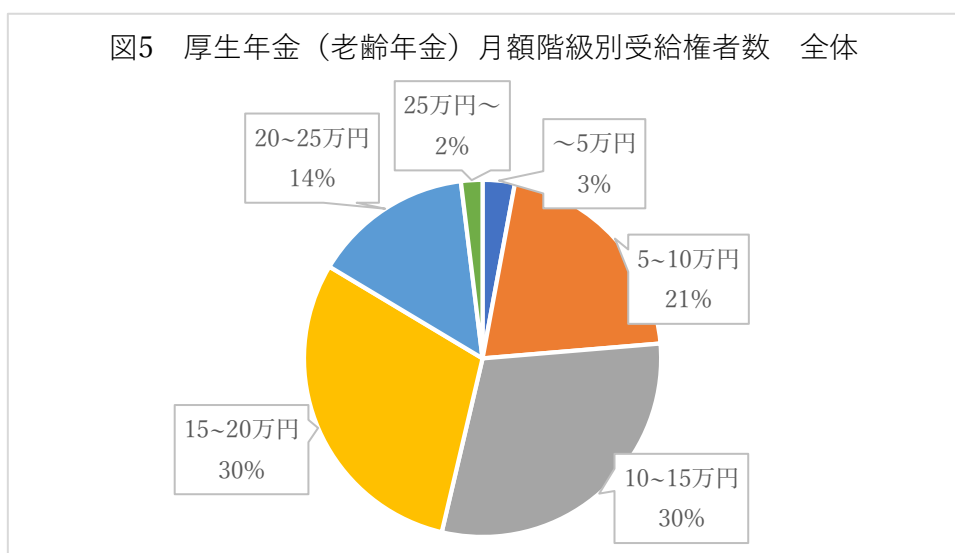
(『令和元年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況』(参考資料1) 「都道府県別老齢年金受給者数及

び平均年金月額」より、筆者作成)

### (3) 男女間の受給額格差の現状



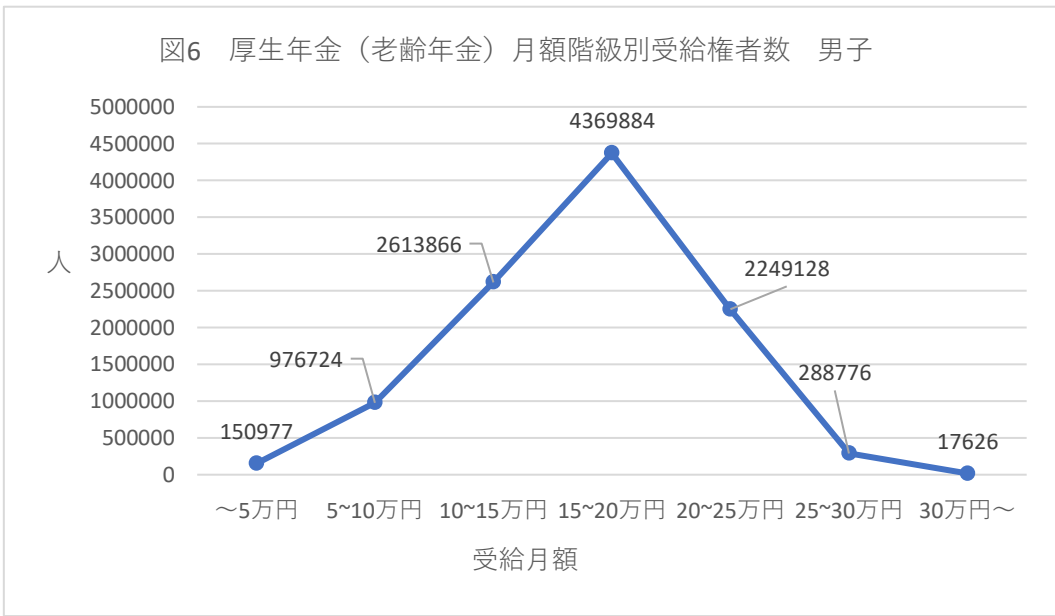
(『令和元年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況』(参考資料3)「厚生年金保険(第1号) 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数」より筆者作成)



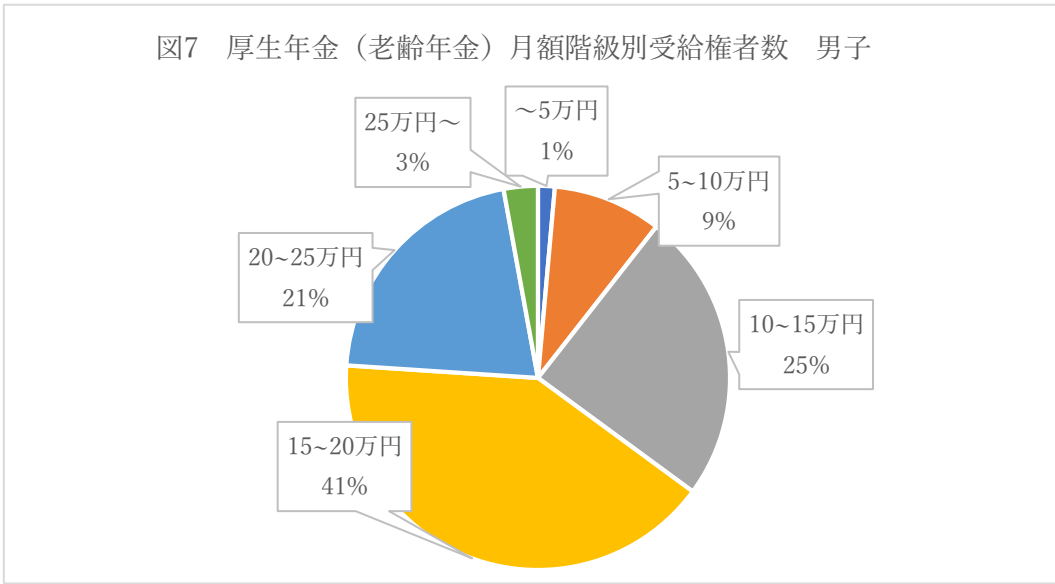
(図5 同上)

上記の図4、5は、2019（令和元）年度の男女全体の厚生年金受給権者の受給月額の分布と割合を表したものです。最多層は10万円～15万円であり、男女全体の平均受給月額は、14万4268円となっています。20万円以上が16%ほどいる一方で、5万円未満は3%、5万円～10万円は21%を占めており、約4分の1の人が10万円未満です。



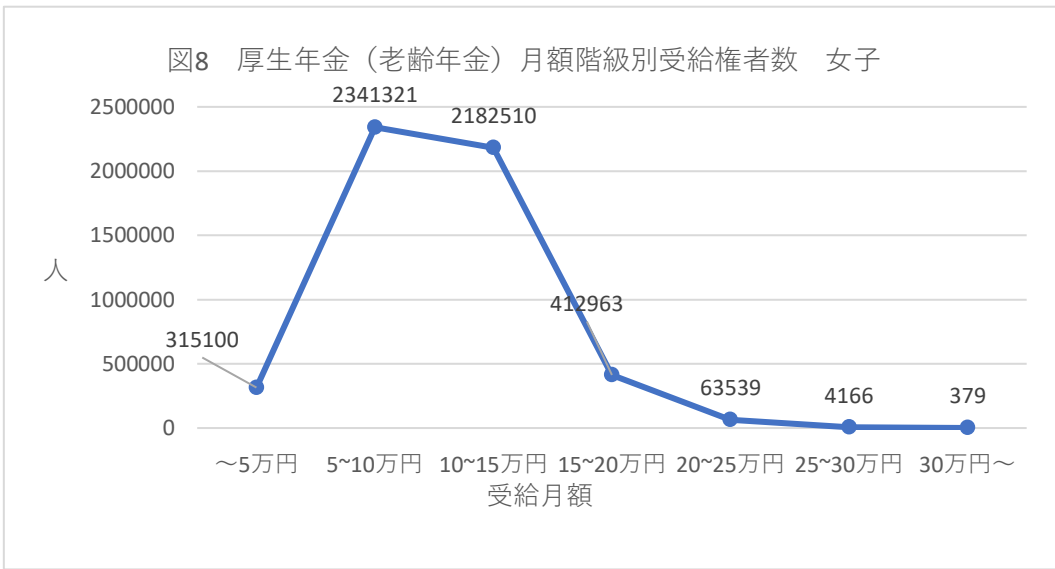


(図6 同上)

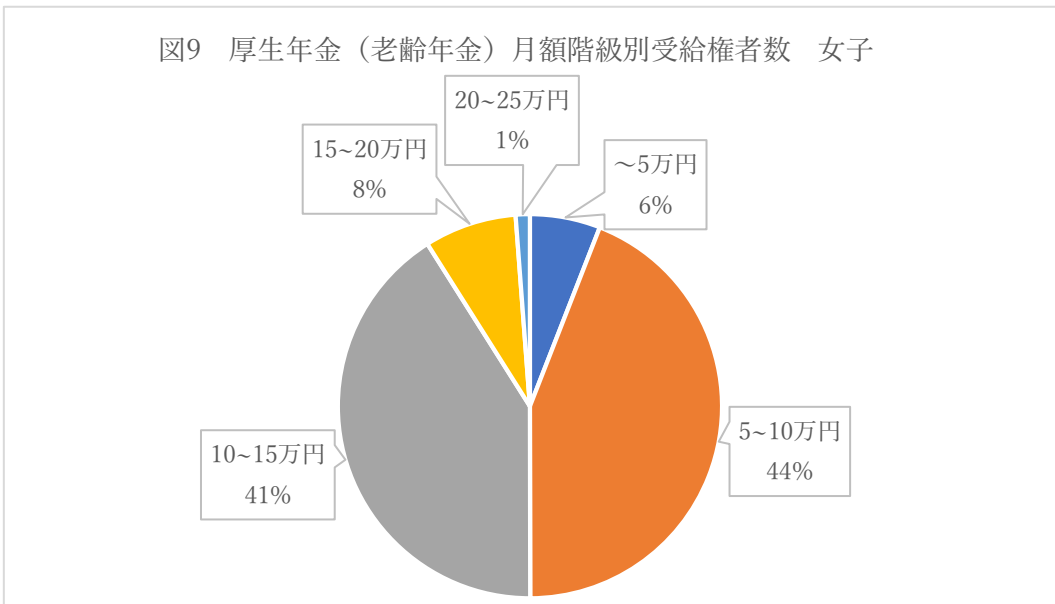


(図7 同上)

上記の図6, 7は、2019（令和元）年度の男子の厚生年金受給権者の受給月額の分布と割合を表したものです。男子の最多層は15万円～20万円であり、平均受給月額は男女全体よりも2万円ほど高い16万4770円となっており、約65%が男女全体の平均受給月額よりも多い15万円以上となっています。



(図8 同上)



(図9 同上)

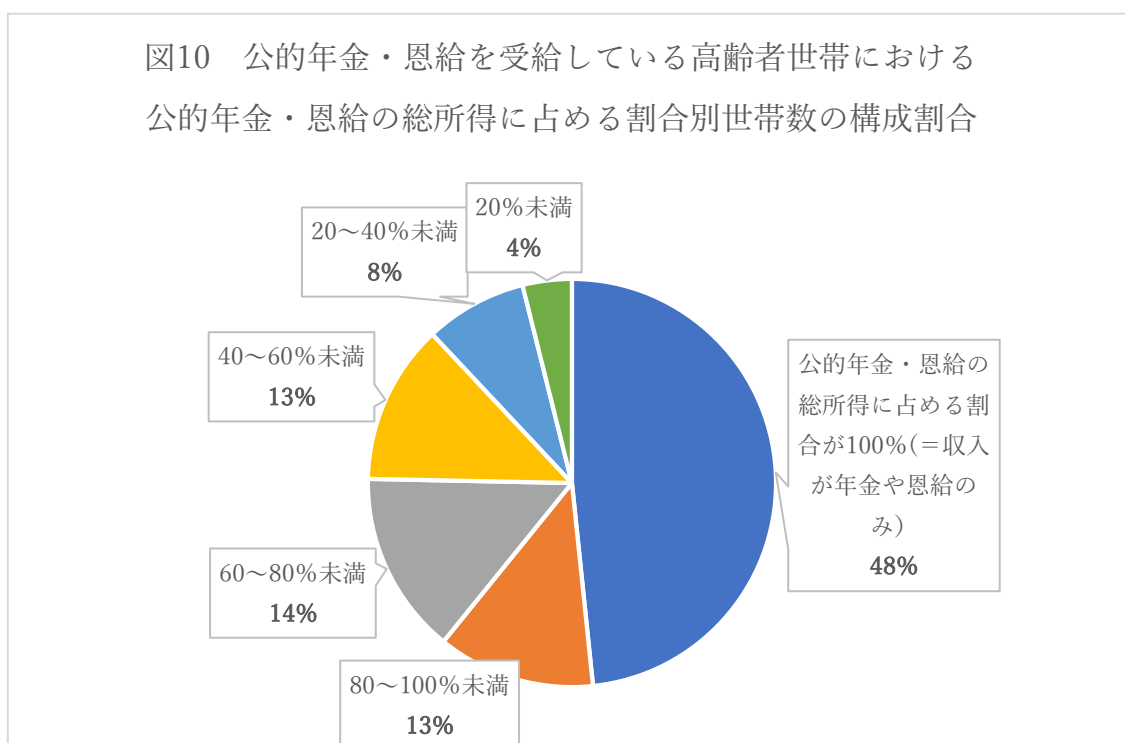
上記の図8, 9は、2019（令和元）年度の女子の厚生年金受給権者の受給月額の分布と割合を表したものです。女子の最多層は、5万円から10万円で、全体の44%を占めています。また、女子の平均受給月額は10万3159円となっており、厚生年金に加入していた期間が男性よりも少ない人が多いと考えられます。

これらの図から、厚生年金受給権者間での格差も大きいということが分かります。特に、男女間での格差が非常に大きく、平均受給月額では6万円ほど異なっています。さらに、女性の50%が10万円未満で、15万円以下の女性は90%を超えています。実際、2018年（平成30）年の\*相対的貧困率をみると、日本全体の相対的貧困率は15.4%なのに対して、70歳以

上の女性の相対的貧困率は 28.8%となっており、最も高くなっていることから、「貧困の女性化」が起きている状況であるといえます。

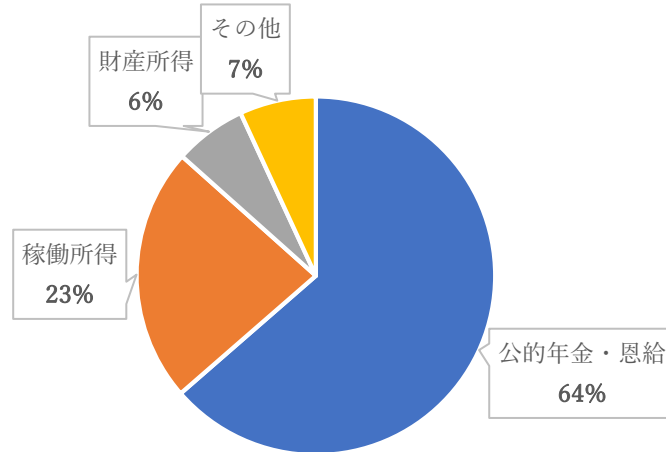
\*相対的貧困率 … 収入から税金や社会保険料を引いた可処分所得を高い順に並べ、中央の額の半分に満たない人が全体に占める割合

### 3 高齢者の貧困とコロナ禍の影響



(厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」より筆者作成)

図11 高齢者世帯の所得（平均所得金額 312 万 6 千円）  
の種類別の構成割合



（厚生労働省「令和元年度 厚生年金保険・国民年金事業年報」より筆者作成）

#### （1）年金受給者の現状

図 10 によると、高齢者世帯のうち 48.4%が、総所得に占める公的年金・恩給の割合が 100%であることが分かります。つまり高齢者世帯のうち、およそ半数が「収入が年金や恩給のみ」と答えていることとなります。また、65 歳以上の者のいる世帯のうち公的年金・恩給受給者のいる世帯は 95.3%、高齢者世帯の所得の種類別構成割合は、公的年金・恩給が全体の 6 割を占めています（図 11）。以上のことから公的年金は老後の生活保障において重大な役割を果たしていることが分かります。

しかし、2019（令和元）年度末の老齢年金の平均年金月額が 5 万 6 千円であり、これは平均的な年金収入だけの高齢者単身世帯の場合、実質的な生活保護基準である年収 160 万円を大きく下回っています。また現時点での全国の無年金障害者数は約 12 万人、無年金高齢者は約 60 万人であると推測されています。このような状況では、預貯金や資産なしに生きていくことは困難なことです。

厚生労働省の調査によると、2021（令和 3）年 9 月時点の生活保護受給世帯は約 164 万世帯であり、そのうちの 55.6%は高齢者世帯、また受給高齢者世帯の 9 割以上が単身世帯であることが明らかとなっています。公的年金は高齢者世帯の生活費の基盤となるにもかかわらず、現行制度では年金水準が一般市民の生活の半分程度に設定されています。このことから十分な額を受給できず高齢者の貧困が深刻化していることが分かります。

## (2) コロナ禍の影響

経済成長、金利、収益の低迷問題が、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により世界規模で更に加速しています。この世界規模の不況と日本の年金制度にどのようなかかわりがあるのでしょうか。

日本の年金給付に関する水準は 2004 年改正法によりマクロ経済スライド（第 3 章 20 頁参照）の手法を使って調整されています。コロナ禍以前より、前述の低迷問題や人口高齢化が原因で、積立方式と賦課方式の年金給付を十分に受け取ることができない問題がありました。また現在の日本の経済は、原油や生活必需品など物価の高騰と賃金の低下が同時に起きてしまうスタグフレーションの状態にあります。このようにパンデミックとスタグフレーションに直面している状況では、現在給付を受けている高齢者の受給額も減ってしまうなど問題も発生します。

加速する“高齢者の貧困”と新型コロナウイルスの対策として年金制度の持続可能性と危機対応能力が求められています。

### 〈参考文献〉

・令和 3 年 6 月 厚生労働省年金局「令和 2 年度の国民年金の加入・保険料納付状況」（令和 4 年 2 月 21 日閲覧）

[https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k\\_r02.pdf](https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_r02.pdf)

・平成 31 年 3 月 厚生労働省年金局「平成 29 年国民年金被保険者実態調査 結果の概要」（令和 3 年 12 月 20 日閲覧）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/140-15a-h29.pdf>

・令和 3 年 6 月 28 日 日本経済新聞「国民年金の保険料免除・猶予、20 年度最多 609 万人」（令和 3 年 12 月 20 日閲覧）

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UA271XS0X20C21A6000000/>

・令和 3 年 7 月 9 日 DIAMOND online 「国民年金納付率が 9 年連続改善なのに「保険料が払えない人急増中」の謎と深刻」（令和 3 年 12 月 20 日閲覧）

<https://diamond.jp/articles/-/276272?page=5>

・南日本新聞 『厚生年金未加入は 156 万人／厚労省が 17 年推計』（2019 年 04 月 06 日 朝刊 006 頁）

[https://mall.373news.com/pdb2/showkiji.php?xid=KIJ20190406\\_A000600010KS83006&keyword](https://mall.373news.com/pdb2/showkiji.php?xid=KIJ20190406_A000600010KS83006&keyword)（2021 年 12 月 21 日閲覧）

・厚生労働省 令和元年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況

<https://www.mhlw.go.jp/content/000706195.pdf>（2021 年 12 月 10 日閲覧）

・ YAHOO! JAPAN ニュース 『厚生年金受給額「平均 14 万円」だが「10 万円以下が 2 割」の絶望的事実』

<https://news.yahoo.co.jp/articles/55242cf5874920ed18328ae47ef01ce072b6e1ac?>

(2021 年 12 月 10 日閲覧)

・ All About20th マネー 『年金受給額の平均は？厚生年金と国民年金は月々いくらもらえる？【2021 年】』 <https://allabout.co.jp/gm/gc/461640/#5>

(2021 年 12 月 14 日閲覧)

・ 企業年金連合会 『第一号厚生年金被保険者』

<https://www.pfa.or.jp/yogoshu/ta/ta24.html>

(2021 年 12 月 15 日閲覧)

・ 東京都立大学 『内閣府「選択する未来 2.0」有識者懇談会ヒアリング資料』

<https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/future2/20210324/shiryou1.pdf>

(2022 年

1 月 14 日閲覧)

・ 厚生労働省 労働統計要覧 『都道府県別現金給与総額と格差（事業所規模 5 人以上）』 [https://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/indexyr\\_e.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/indexyr_e.html) (2022 年 1 月 14 日閲覧)

・ 東証マネ部 『都道府県別「年金受給額」ランキング、1 位 47 位で 53 万円の差』

<https://money-bu-jpx.com/news/article029497/> (2022 年 1 月 14 日閲覧)

・ 三井住友 DS アセットマネジメント 『わかりやすい用語集 解説：貧困率（ひんこんりつ）』

<https://www.smd-am.co.jp/glossary/YST1565/> (2022 年 1 月 17 日閲覧)

・ 厚生労働省 「令和 3 年度被保護者調査」(2021 年 (令和 3 年) 12 月 20 日閲覧)

[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=data1ist&toukei=00450312&tstat=000001155606&cycle=1&year=20211&month=23070909&tclass1=000001155607&tclass2=000001155608&result\\_back=1&tclass3val=0](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=data1ist&toukei=00450312&tstat=000001155606&cycle=1&year=20211&month=23070909&tclass1=000001155607&tclass2=000001155608&result_back=1&tclass3val=0)

・ OECD 「新型コロナ危機で私的・公的年金制度がさらに圧迫されている」(2021 年 (令和 3 年) 12 月 20 日閲覧)

<https://www.oecd.org/tokyo/newsroom/covid-19crisis-adds-pressure-to-private-and-public-pensions-systems-says-oecd-japanese-version.html>

### 第3章 年金制度改革の展開

#### 1. マクロ経済スライドの導入

##### (1) マクロ経済スライド導入までの背景

2004（平成16）年の法改正以前は、将来の保険料の見通しを踏まえたうえで、給付水準と保険料負担を決めていました。そのため、財政再計算を行い、将来必要となる保険料水準の段階的な引き上げが計算されていましたが、少子高齢化が急激に進む中で最終的な保険料水準の見通しは上がり続けました。そこで、現役世帯の保険料の負担を少しでも軽くするため、保険料水準がどこまで上昇するのか、また、そこに到達するまでの毎年度の保険料水準を法律で決めました。また、国庫の負担割合を上げるとともに、\*積立金を活用し、公的年金財政の収入が決められました。この収入の範囲内で給付を行うため、年金制度を支える被保険者の人数の変化と平均寿命の伸びによる給付費の増加という、給付と負担の変動に応じて給付水準を自動的に調整するマクロ経済スライドという仕組みが導入されました。

具体的な考え方として、年金給付費1年程度（現在約55兆円）の積立金を保有し、2100年度まで100年程度かけて積立金を取り崩すこととされました。そして、それまでの間、少なくとも5年ごとに年金財政の現状と見通しを作成・公表することとされました（財政検証）。これらにより、財政均衡を保つことができずと見込まれる場合には、政令で定める調整期間において、給付額を調整することによって財政均衡が図られます。一方で、その後の財政検証で、年金財政の均衡を図ることができると見込まれる場合には、こうした年金額の調整を終了します。

\*年金積立金 … 被保険者が納めた保険料のうち、そのときの年金給付に使われなかった分を積み立てたもので、将来の年金給付に用いられる（第1章7頁参照）。

##### (2) マクロ経済スライドの仕組み

マクロ経済スライドの仕組みとしては、賃金や物価がある程度上昇する場合（①）にはそのまま適用されますが、賃金や物価の伸びが小さく、適用すると年金額が下がってしまう場合（②）には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめられるというものです。これは、現在の制度では、マクロ経済スライドによる調整は名目額を下回らない範囲で行うことになっているからです。また、賃金や物価の伸びがマイナスの場合（③）は調整を行わず、賃金や物価の下落分のみ年金額を下げることになります。詳しくは図表1で説明します。

マクロ経済スライドによる調整期間の間は、\*所得代替率は低下していきます。概ね100年後に1年ごとの積立金を保有できると判断される段階で調整期間は終了するとされています。調整期間が終了すると、原則、所得代替率は一定になります。

\*所得代替率 … 厚生年金の標準的な年金額（賃金調整率－スライド調整率で変動）を男子被保険者の平均手取り収入（賃金上昇率で変動）で除したものの。

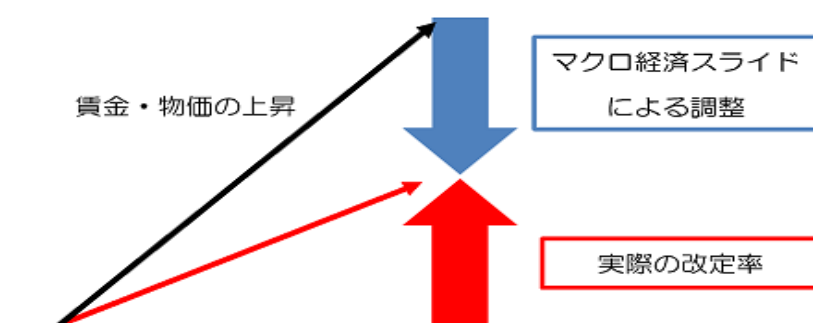
図表1 マクロ経済スライドの仕組み

①賃金・物価の上昇率が大きい場合

マクロ経済スライドによる調整が行われ、年金額の上昇については、調整率の分だけ抑制されます。賃金や物価による年金額の伸びから、\*スライド調整率を差し引いて、年金額を改定します。

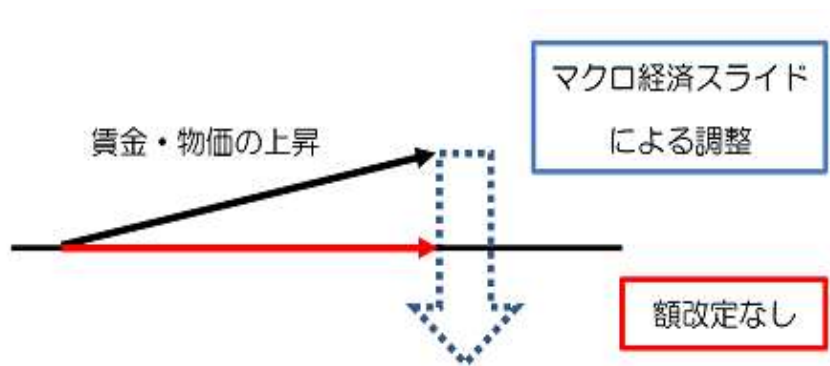
\*スライド調整率＝公的年金被保険者総数の減少率+平均寿命の伸び率

(例) ある年の公的年金被保険者総数の減少率が0.6%、平均寿命の伸び率が0.3%、物価の伸び率が2.0%だった場合、まず、スライド調整率は、 $0.6+0.3=0.9\%$  になります。そして、これを物価の伸び率で引いたものが年金改定率となるので、この場合は、 $2.0-0.9=1.1\%$  となりスライド調整率分の給付が抑えられることとなります。



②賃金・物価の上昇率が小さい場合

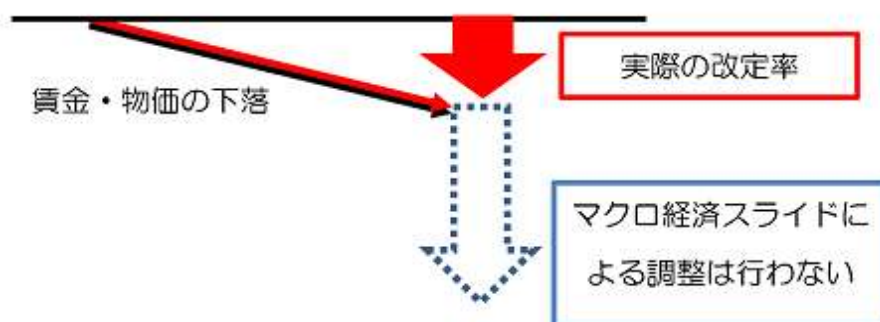
賃金・物価の上昇率が小さく、マクロ経済スライドによる調整を適用すると年金額がマイナスになってしまう場合は、年金額の改定は行われません。





### ③賃金・物価が下落した場合

賃金・物価が下落した場合、マクロ経済スライドによる調整は行われません。結果として、年金額は賃金・物価の下落分のみ引き下げられます。



出典：日本年金機構HP（一部筆者修正）

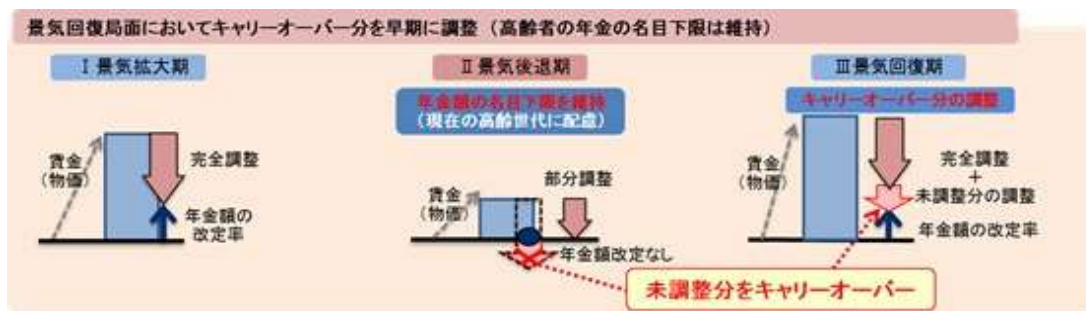
### (3) キャリーオーバー制度の導入

2018（平成30）年4月より、マクロ経済スライドにキャリーオーバー制度が導入されました。これは名目下限措置（図表1-②参照）により、マクロ経済スライドが行われない分を翌年度以降に持ち越し、名目下限措置を維持しつつも、その持ち越し分を含めてマクロ経済スライドを行うというものです。導入の背景には、2004（平成16）年改正以降マクロ経済スライドが発動されたのが2015（平成27）年、2019（令和元）年、2020（令和2）年の3回にとどまった背景があります。同時に、\*名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合は、年金支給額は据え置きになりますが、2021（令和3）年4月以降は同賃金変動率により、スライドまたは、マクロ経済スライドが行われることとなります。つまり、賃金下落に合わせて年金額が引き下げられます。賃金と物価がどのような局面であっても、年金給付の抑制と削減が徹底される仕組みといえます。

2022年度は、マクロ経済スライドは適用されませんでした。物価変動率が-0.2%、名目手取り賃金変動率が-0.4%であり、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回っているため、2021年度に引き続き2年連続で年金額が引き下げられることになりました。2022年度は、0.4%年金額が引き下げられることとなります（2021年度は0.1%の引き下げ）。名目手取り賃金変動率は、昨年（2021年度）の数値を反映しているため、現在コロナ禍で、物価が上昇しているにもかかわらず年金額はマイナスに改定されるという事態が起きています。これでは、年金受給者の生活は圧迫されてしまいます。このような事態を防ぐためにも名目手取り賃金変動率での年金額改定は見直すべきだと思います。

\*名目手取り賃金変動率 …その年の2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と可処分所得変化率を乗じたもの。

図表 2 キャリーオーバー制度の仕組み



出典：日本年金機構IP

（例）ある年のスライド調整率が0.9%で、物価の伸びが0.5%だった場合、年金改定率は、 $0.5 - 0.9 = -0.4\%$  とマイナスになるため本来なら年金額は減少してしまいますが、キャリーオーバー制度が適用されるため、この年の年金額は変化せず、年金改定率の-0.4%は翌年以降に持ち越されます。

翌年、スライド調整率が0.9%、物価の伸び率が2%となった場合、年金改定率は昨年持ち越された-0.4%も含めて、 $2 - (0.9 + 0.4) = 0.7\%$  となり、今年のスライド調整率分と昨年の年金改定率分の給付が抑制されます。

## 2. 2019年財政検証の分析

2019（令和元）年8月に、厚生労働省は「国民年金及び厚生年金に係る財政の現状及び見通し」を公表しました。以下では、「2019年財政検証」ということとします。

財政検証とは、公的年金の給付と負担のバランスがとれているかどうかを確認するために、少なくとも5年ごとに、最新の人口や経済状況を反映した、長期にわたる財政収支の見直しのことをいいます。

2019年財政検証では、経済成長率や物価・賃金上昇率などをもとに、所得代替率を用いて、ケースIからケースVIまで6つの将来推計が示されています。ここでいう「所得代替率」とは、モデル世帯（夫が40年間厚生年金の被保険者、妻は40年間第3号被保険者（第1章 頁参照）である世帯）の年金収入が「現役男子の手取り収入」の何%に当たるかを指します。

図1では、2019年財政検証結果より、それぞれのケースが想定する2029年度以降20～30年の実質経済成長率、機械的な給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率とその終了年度を表しています。給付水準調整とは、保険料率を固定し給付水準を少しずつ引き下げていくことで、年金制度の収支のバランスを取る仕組みです。

図表3 マクロ経済スライド調整後の所得代替率の見通し

経済前提			給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度
ケース	経済成長	実質経済成長率		
ケースⅠ	経済成長と労働参加が進むケース	0.9%	51.9%	2046年度
ケースⅡ		0.6%	51.6%	2046年度
ケースⅢ		0.4%	50.8%	2047年度
ケースⅣ	経済成長と労働参加が一定程度進むケース	0.2%	46.5%	2053年度
ケースⅤ		0.0%	44.5%	2057年度
ケースⅥ	経済成長と労働参加が進まないケース	-0.5%	38~36%	2043年度

出典：厚生労働省社会保障審議会年金部会「2019年財政検証結果のポイント」より作成

### 3. 財政検証の問題点

#### (1) 所得代替率の示し方

2004年改正法附則で、年金の所得代替率が50%を下回ると見込まれた場合、所要の措置を講ずるとされていることもあって、財政検証の見通しにおいて、所得代替率50%を確保することが一つの目安となっています。しかし、国際労働機構(ILO)の勧告では、先進諸国では、年金給付と現役世代の所得を比較する場合、「夫婦の従前所得55%以上」を基準にすべきとされています。多くの人にとって「従前所得」の方が、その時の「現役世代の手取り収入」より高いため、日本の所得代替率は、実際以上に高めに現れる傾向にあります。

#### (2) モデル世帯の変化

非正規労働者が全労働者の4割近くに達し、単身世帯も増えている中で、モデル世帯自体が、平均的なモデルではなくなってきました。共働き世帯や単身世帯などモデル世帯には当てはまらない世帯では、所得代替率は4割、場合によっては3割といった水準になりかねません。

#### (3) 基礎年金の低下率

想定されている全6ケースで、マクロ経済スライドの調整を続けていくと、基礎年金(国民年金)の低下率が著しくなります。

ケースⅢで、2019年度と収支が均衡して調整が終了する2047年度とを比較すると、基礎年金部分の削減率は26.6%と、報酬比例部分の2.8%減の実に10倍に及びます。同じくケースⅤで、2019年度と調整が終了する2058年度とを比較してみると、基礎年金部分の削減率は39.8%(約4割の削減)、報酬比例部分の10.7%減の4倍近い削減となります。低下率に差はあるものの、基礎年金部分の低下率が著しいことは、他のケースでも同じです。これは、

マクロ経済スライドの給付抑制の大部分が基礎年金で実施されることが原因となっています。

また、厚生年金加入者でも、現役時代の給与が低いほど、標準報酬月額が低く、将来の報酬比例部分の給付額が少なくなるため、給付受給額に占める基礎年金部分の割合が高くなり、年金給付水準の低下が大きくなります。これは、低年金の人や不安定・低賃金雇用だった人ほど給付削減が大きくなる逆進的な給付削減と言わざるを得ません。また、基礎年金の場合、40年加入の満額受給額が月6万5000円で、実際には、加入期間が短かったり、保険料免除などで満額を受け取れない人は少なくありません。そのような低年金の人の給付水準が、受給開始時点から4割も削減されてしまうとすれば、基礎年金は、もはや最低生活保障の機能をまったく果たすことはできなくなります。

以上より、2019年財政検証は、老後の所得保障制度としての年金の最低生活保障の機能が完全に崩壊することを明らかにしています。本来、老後を安心して暮らすために保険料を徴収するものですが、この状態のままでは余裕がありません。私たちは政府に対して、これらの現状を積極的に伝えるべきです。そして、政府はその国民の意見を聴き、最低生活保障の年金制度の施策を考えるべきです。

### 3. 短時間労働者への厚生年金等の適用拡大

2019年財政検証の結果を受けて、国は2020年5月に年金制度機能強化法を成立させました。現在、少子高齢化による人手不足が進行し、健康寿命は延伸していくことで高齢者や女性の多くが労働に関わっていくと考えられます。このような社会・経済の動向を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため年金制度機能強化法は成立しました。改正法の主な内容は、短時間労働者の被用者保険（厚生年金や健康保険）の適用拡大等についてです。これから短時間労働者への厚生年金等の適用拡大について説明していきます。

#### (1) 短時間労働者の厚生年金等の適用拡大の仕組み

現行の短時間労働者の厚生年金受給要件としては、

- ①週労働時間20時間以上であること
- ②月額賃金8.8万円以上であること
- ③勤務期間が1年以上見込まれること
- ④学生でないこと
- ⑤従業員が501名以上であること

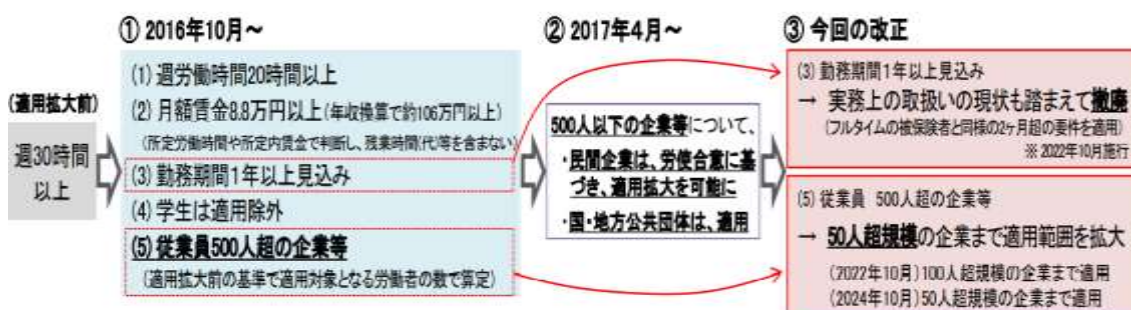
の5つがありました。それに加えて従業員が500名以下の企業に関しては、

- ⑥労使合意に基づいて申し出をする企業

以上については厚生年金受給要件が適用されます。今回の改正法の成立によって、厚生年金受給要件の上記の①～⑤のうちの③と⑤の要件が改正されます。それ以外の要件については現状維持です。③については、実務上の取り扱いの現状も踏まえて撤廃し、フルタイムの

被保険者と同様の2ヶ月超の要件を適用します。⑤については、現在適用されている被用者保険の適用対象事業所となっている従業員501名以上の企業規模要件を2022（令和4）年10月に101名以上、2024（令和6）年10月に51名以上に段階的に引き上げます。

図表4 被用者保険適用要件変遷の流れ



図表5 被用者保険の適用拡大のイメージ

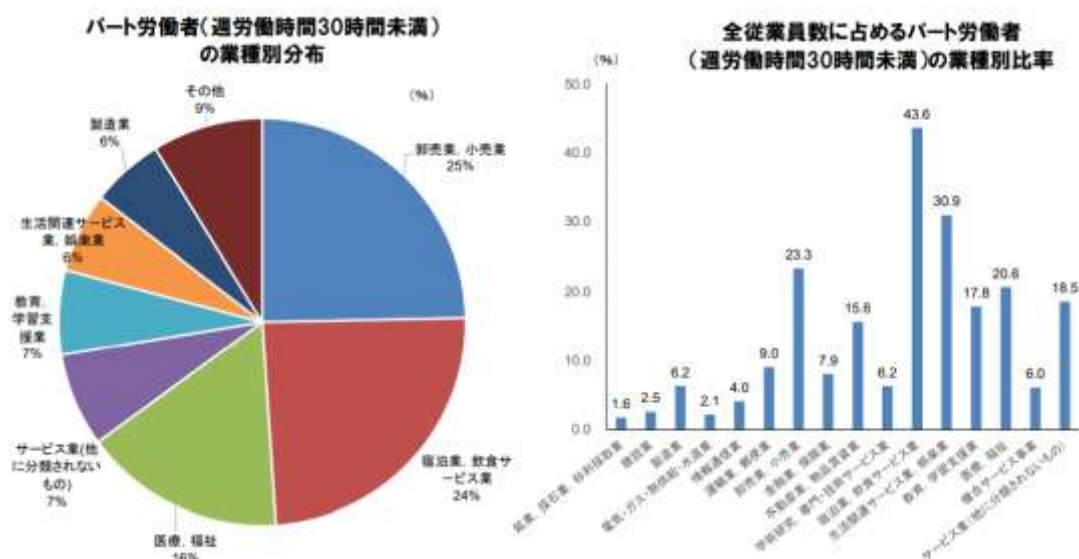


出典：厚生労働省ホームページ

(2) 改正法による影響

こうすることによって、新たに65万人ほどが厚生年金に加入すると推計されています。適用対象となる短時間労働者には、新たに保険料負担が生じ、手取りが15%ほど減少すると推計されています。現在の生活は苦しくなりますが、将来もらうことのできる年金額は増加します。

図表6 パート労働者の現状



出典：厚生労働省ホームページ

上記のグラフのように、パート労働者のような短時間労働者は飲食サービス業や小売業などで多く雇用されています。このような業種に対しては、短時間労働者に対する適用拡大の影響が大きいと思われます。企業の側も保険料の半分が事業主負担となるので、中小企業では経営に大きな影響を与えます。そのような影響を少なくするためにも中小企業への財政的な支援によって事業主負担を軽減する等の施策が必要です。中小企業のためだけでなく、新たに被用者保険に加入して保険料を支払うことになる短時間労働者のための施策も必要です。短時間労働者の中には生活費に給料を充てることで精一杯な労働者も存在するので、そのような生活が苦しい短時間労働者には保険料の引き下げを認める制度の実現を図るべきだと考えます。

〈参考文献〉

- ・伊藤周平 (2021年) 『社会保障法—権利としての社会保障の再構築に向けて—』自治体研究社
- ・厚生労働省 「いっしょに検証！ 公的年金～財政検証から読み解く年金の将来～」  
<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/finance/popup1.html> (2021年1月23日)
- ・日本年金機構 「マクロ経済スライド」  
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/kyotsu/kaitei/20150401-02.html>  
(2021年1月23日)
- ・厚生労働省 「令和4年度の年金額改定について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/000725140.pdf> (2021年1月27日)

・厚生労働省 『年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 参考資料集』 <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000636614.pdf> (2021年1月24日)

## 第4章 年金制度のこれから

### 1. 社会保険方式か、税方式か

国民年金等の空洞化問題の深刻化を受け、年金制度は、社会保険方式から税方式への移行案が主張されるようになってきました。

#### (1) 社会保険方式

現役世代が納める保険料を基本の財源として、そこに国庫負担金(税金)を組み合わせることで、安定的に年金を給付できる仕組みです。原則的には、保険料を納めないと年金を受給できません。現在日本でとられているのは、この社会保険方式です。

社会保険方式のメリットとして、①負担と給付の関係が明確である、②国家財政の影響を受けにくい、といったことが挙げられます。それに対して、①国民年金の保険料の未納・滞納者が多い、②加入対象でない者や未納者は給付を受けられない、といったデメリットも存在します。

#### (2) 税方式

個人から保険料を徴収せず、税金を財源として給付を行う仕組みです。

税方式のメリットとしては、①保険料未納の問題がなくなる、②平等に給付を受けられる、といったことが挙げられます。デメリットとしては、①国の財政負担の増大、②財政状況によっては給付が削減されやすい、といった点が挙げられます。

図表 2つの仕組みのメリット・デメリット

	メリット	デメリット
社会保険方式	<ul style="list-style-type: none"><li>・負担と給付の関係が明確</li><li>・国家財政の影響を受けにくい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・未納・滞納者が多い</li><li>・未加入者・未納者は給付を受けられない</li></ul>
税方式	<ul style="list-style-type: none"><li>・保険料未納問題がなくなる</li><li>・給付を平等に受けられる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国の財政負担の増大</li><li>・国家財政の状況により給付を削減される</li></ul>

#### (3) 社会保険方式から税方式への移行

保険料の滞納・免除者は、現在の制度のもとでは、老後に無年金・低年金者となってしまうため、年金以外の所得源がなければ生活が困難になってしまいます。年金制度は、人生の方が一のリスクに備えた所得保障制度ですが、現在の制度のままでは、老後の貧困問題は解決できません。

そのため、現行の社会保険方式から税方式による年金制度へと移行する必要があると考えられます。国民が、老後も生活可能な年金額を受給できるようにするために、税方式による最低保障年金を導入するべきでしょう。



## 2. 税方式による最低保障年金の構想

近年、国民年金の空洞化の問題や、高齢者の貧困の問題などが発生しています(第2章参照)。雇用の非正規化や貧困の拡大により生み出された膨大な保険料滞納者・免除者は、将来的に無年金、低年金者となる可能性が高く、老後の所得保障制度の点からも、社会保険方式には限界があります。以上のことから、税財源による最低保障年金制度を確立すべきと考えます。ここでは、老齢保障年金について税財源による最低保障年金の制度案を提示します。

### ①老齢保障年金について

月額8万円の「老齢保障年金」を65歳から給付します。資格期間は20歳から60歳までの間に、10年以上日本に在住し、65歳の時点で原則日本に在住している人となります。ただし、65歳前に海外移住者となった人でも、40年以上国内移住者であれば、受給権が発生します。

### ②最低保障年金の財源について

最低保障年金制度導入に伴って約18兆円の新規財源が必要と試算されます。

### ③税制について

老齢保障年金については、課税対象となります。

### ④受給権の終了について

本人の死亡をもって失権とします。

### ⑤拠出制年金について

拠出制年金については無くなるのではなく、最低保障年金の上乗せされる2回部分の年金として存続します。

## 3 年金財源と消費税

### (1) 年金財源としての消費税

現在の年金制度は、保険料の支払いを前提にして給付を受ける社会保険方式を採用しています。しかし、基礎年金の2分の1は国庫負担で賄い、そこに消費税収が充てられています(第1章7頁参照)。

このように消費税が主な財源として位置づけられ、社会保障の充実と称して税率の引き上げが行われています。現在、消費税率は原則10%にまで引き上げられました。消費税は、家計支出に占める消費支出(特に食料品など生活必需品)の割合が高い低所得者ほど負担が重くなる逆進性の強い税です。社会保障の充実のためにと消費税を上げるとは、経済的弱者の生活をより一層苦しめ、かえって社会保障の制度趣旨の1つである「健康で文化的な最低限度の生活の保障」さえも損ないかねません。

### (2) 今後の対策

年金制度の改革にあたって、消費税の増税は逆進性が強く、また国民からの反発が大きいため年金財源を消費税で賄うことは厳しいと考えます。

年金財源を増やすために、①消費税ではなく法人税や所得税を上げて財源を確保する、②社会保険方式のまま積立金を運用して給付水準を上げるなどの方法があげられます。年金積立金の運用(年金積立金の説明は第1章7頁参照)について詳しく見ると、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)によれば、2021年度末で194兆円に及んでおり、そのほとんどが国内外の債券の購入や株式市場での運用に充てられ、大企業の株の買い支えに使われています。これらの市場運用を取り崩して年金に活用すれば、マクロ経済スライドを発動して年金給付を削減することなく財源を確保することができると考えられます。

#### 4. 女性の社会進出と年金制度

##### (1) 女性の社会進出

近年では、女性の社会進出が進み、女性の就労が増加しています。共働き世帯の数は、30年前の1980(昭和55)年は約600万世帯であったのに対し、2020(令和2)年では約1200万世帯と2倍に増加しています(総務省統計局「労働力調査特別調査」2021年3月)。しかし、現行の年金制度は、夫が働き、妻は専業主婦として生活することを前提として設計されている部分があり、時代に合わせた制度の見直しが求められています。その例として遺族年金制度の年齢要件と第3号被保険者制度について紹介します。

##### (2) 遺族年金制度

遺族年金制度については、男性と女性で支給要件に違いがあるのは適切ではないとの意見があります。現在の支給要件は、妻は夫の死亡時30歳以上であれば終身年金の遺族厚生年金が支給されるのに対し、夫は55歳以上でないと支給されません。この制度が制定された当時は、夫が働き、妻は専業主婦として夫に扶養されている状況が一般的であったため、妥当な制度であったと言えます。しかし、女性も男性と同じように社会で働くことが一般化している現在では、年齢要件は性別による差別的な扱いとなっています。性別によって異なる支給要件を定め法律は、改正されるべきではないでしょうか。

##### (3) 第3号被保険者制度

第3号被保険者は、本人自身が保険料を納付することなく基礎年金が保障されている制度です。これに対し以下のような意見が挙げられています。

① 第3号被保険者を抱える片働き世帯を優遇する制度であり、共働き世帯や単身世帯(ひとり親世帯を含む)と比べて、老齢年金や遺族年金について給付と負担の関係が不公平となっているほか、短時間労働者が第3号被保険者に留まろうとして就業調整を行う原因となり、女性の就労や能力発揮の障害となっている。

② 第3号被保険者は世帯を維持し得る賃金を一人で獲得できる第2号被保険者により扶養される者であり、所得のない者にとらえる必要はない。このような第3号被保険者は減少傾向にあり、また、夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まるという実態がある中で、第3号被保険者を第2号被保険者全体で支えることは社会的に受容されない。

③ 第1号被保険者である自営業者の妻や母子家庭の母は、個別に保険料を納めなければ給付が受けられず、保険料免除を受けても給付は減額されるのに対し、第3号被保険者のみ保険料を払わなくてよいのは不公平である。

このように第3号被保険者制度が女性の就労を妨げる原因になっていることや、被保険者間で不公平感を生み出していることなどから、第3号被保険者制度について見直される必要があります。

##### (4) 男女共生と年金制度

現在の年金制度が確立された1985(昭和60)年と現在では、男女の生活の形態が変容しています。男女共生や多様な生き方が可能な社会であることが求められている中で、年金制度も今一度見直される必要があると考えます。また、本章2節で述べた最低保障年金制度が導入されると、(2)や(3)で述べた制度上の問題も解決されるでしょう。

〔参考文献〕

「年金の在り方に関する検討会 報告書」厚生労働省ホームページ  
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1214-3b.html>